差別のない社会づくりのためのガイドライン

　大阪府では、平成27（2015）年10月に、府民の皆様に、差別解消についての理解を深めていただくために、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定（令和３（2021）年６月改訂）しました。大阪府ホームページから閲覧・ダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

大阪府人権ガイドライン　検索

※本冊子の38・39ページに、ガイドラインに掲載している相談・紛争解決機関のうち、国（法務省）、大阪府及び府内市町村の人権相談窓口の一覧を掲載しています。

　なお、障がいを理由とする差別の解消に関しては、平成27（2015）年３月に策定された「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（令和３（2021）年３月改訂）をご覧ください。

ガイドラインの目的①

差別の未然防止

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等をわかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の皆様の理解と、事業者の取組を促し、差別の未然防止をめざします。

ガイドラインの目的②

個別事案の適切な解決

大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外紛争解決手続（ADR）を行う機関を紹介することにより、個別事案の適切な解決につなげることをめざします。

ガイドラインに掲載している判例

事件の内容、判例のポイント

①商店における外国人入店拒否

街頭で店舗を構えている以上、店は道を歩く顧客一般に開放されており、経営者は、顧客対象を限定したり、入店制限をしたりしてはならない。

②公衆浴場における外国人入浴拒否

公衆浴場は法律上の許可を得て経営されている公共性を有する施設であるので、国籍、人種を問わず、利用が認められるべきであり、外国人の利用を一律に拒否することは不合理な差別である。

③ゴルフクラブにおける外国人登録拒否

私的な団体であっても、一定の社会性を持つと認められる場合には、いかなる者を会員にするかについて、完全に自由な裁量はなく、日本国籍者であることを会員の登録要件とすることは認められない。

④ゴルフクラブにおける性同一性障がい者入会拒否

私的な団体には構成員選択の自由が認められるが、会員権が市場に流通しているなど閉鎖的な団体とは認められない場合には、合理的な理由なく性同一性障がい者の入会を拒否することは許されない。

⑤賃貸建物に関する外国人入居拒否

外国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否することは、合理的な理由がなく、許されない。

⑥外国人顧客への肌の色に関する質問

外国人顧客からの賃貸住宅の照会に対して、肌の色について、直接、あからさま、かつ執拗に問いただす行為は、人格的利益を毀損する違法なものである。

⑦外国人への無料の資料請求サービスの提供拒否

誰でもアクセス可能なウェブサイトにおいて資料を無料送付する旨喧伝している場合、資料請求者が外国人であることのみを理由に、資料の送付を拒否してはならない。

⑧昇格に関する女性に対する不利益取扱い

賃金と連動する「資格」の付与（昇格）について、男性を優遇することは、女性に対する不当な差別的取扱いとなり、許されない。

⑨HIV感染を理由とする解雇

事業主は、特段の必要性がない限り、従業員がHIV に感染しているか否かの情報を取得してはならない。HIV感染を実質的な理由としてなされた解雇は、正当な理由を欠き、無効である。

⑩地毛が明るい色の従業員に対する黒髪への染色の要求

身だしなみを清廉に保ち、利用客に悪い印象を与えないようにする等の趣旨から、従業員の「茶髪」を禁じている場合、地毛が明るい色の従業員に対して、黒髪への染色を命じてはならない。

ガイドラインに掲載している人権侵犯事件

事件の内容

①ハンセン病回復者であることを理由とした宿泊拒否

②理容店における外国人へのサービス提供拒否

③機材レンタル店における外国人へのサービス提供拒否

④大規模小売店舗における外国人に対する不適切な対応

⑤公営プールにおける外国人の利用一律拒否

⑥外国人であることを理由とするマンションへの入居拒否

⑦外見が外国人のようであることを理由としたアパート賃貸借拒否

⑧在日外国人であることを理由とした採用内定の取消し

⑨外国人に対する宿泊拒否

⑩外国人を保証人予定者とした不動産賃貸借の仲介申込み拒否

⑪外国人に対する英会話教室入会拒否

⑫採用試験における性同一性障がい者に対する不適切な質問

⑬性同一性障がい者に対する更衣室等の利用制限

⑭性別変更した者に対する公衆浴場の利用拒否

⑮調査会社による同和地区出身かどうかの調査